「学校林・遊々の森」全国子どもサミットin京都 実施要綱

1 目 的

「学校林」活動や国有林を活用した「遊々の森」活動に取り組む、又は取り組んでいきたいとする小学校を対象に、活動報告や情報交換を行うことを通じて、森林での体験活動の輪を全国に広げ、森林環境教育をより一層推進するとともに、青少年の健全な育成に資するものとする

2 主催

- (1) 本事業は、「学校林・遊々の森」全国子どもサミットin京都実行委員会(以下、「実行委員会」という。) が主催する
- (2) 実行委員会は、京都教育大学、京都森林インストラクター会、公益財団法人 オイスカ、公益社団法人 国土緑化推進機構、財団法人 日本森林林業振興会大阪支部、社団法人 全国森林レクリエーション協会大阪支部、公益社団法人 京都モデルフォレスト協会、京都伝統文化の森推進協議会、京都府、京都府教育委員会、京都市、京都市教育委員会、林野庁、近畿中国森林管理局、箕面森林環境保全ふれあいセンター、京都大阪森林管理事務所で構成する

3 事 業

実行委員会は、「学校林・遊々の森」全国子どもサミットin京都の目的を達成するため、次の各事業を行うものとする

- (1) プログラム作成・参加校の募集・会計等の企画事業
- (2) 会場設営・宿泊手配・移動手段の確保等の運営事業
- (3) 学校対応・当日の受付等の接遇事業
- (4) プレスリリース・協賛金募集・ポスター等の作成等の広報事業
- (5) その他、「学校林・遊々の森」全国子どもサミットin京都の目的を達成するために 必要な事業

4 協賛及び後援

- (1) 実行委員会は、広く関係機関、団体、企業等に、本事業の趣旨について理解を求め、 協賛、後援が得られるよう努めるものとする
- (2) 本事業の協賛者は、別紙により構成する
- 5 実行委員会の運営
- (1) 本事業の事業計画、予算等を決定するため、実行委員会を必要に応じ開催する
- (2) 実行委員会委員は、無報酬とする

6 事務局

- (1) 実行委員会の事務局を京都森林インストラクター会に置く
- (2) 事務局は、実施計画案の作成のほか、予算・決算案の作成及び事業実施に当たって の収支管理等を行う

7 財産の管理

- (1) 実行委員会への協賛金等の収入は、事務局が確実な金融機関に預け入れて、保管しなければならない
- (2) 実行委員会に寄贈された現金以外の財産の管理方法は、実行委員会において定めた 方法により、事務局が管理する
- 8 経費の支弁

実行委員会の事業の遂行に要する費用は、その財産をもって支弁する

9 その他

- (1) 既納の協賛金、協賛品等は、いかなる理由があってもこれを返還しない
- (2) 実行委員会は、事業の完了をもって解散する この場合の残余財産の使途は、実行委員会において協議し、決定するものとする
- (3)業務運営の細部については、各委員間で調整し、円滑な実施に努めることとするなお、緊急を要する場合については、会長の指導のもと、事務局が処理する

「学校林・遊々の森」全国子どもサミットin京都 実施要綱の4 (2) の協賛及び後援については、下記により構成する

記

○協賛者

- ・ 一般財団法人 セブン-イレブン記念財団
- ・ 日本コカ・コーラ(株)
- 住友林業(株)
- ・ その他の企業等

○後援者(予定)

- 文部科学省
- ・ 近畿中国の1府12県・教育委員会
- 報道機関等